

議案第23号

清水町の消防団の設置及び消防団員の定員並びに非常勤消防団員の任命等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づき、上記条例の制定について議会の議決を求める。

令和4年3月11日提出

清水町長 阿部 一 男

清水町の消防団の設置及び消防団員の定員並びに非常勤消防団員の任命等に関する条例の一部を改正する条例

清水町の消防団の設置及び消防団員の定員並びに非常勤消防団員の任命等に関する条例（平成27年清水町条例第24号）の一部を次のように改正する。

第12条に次の1項を加える。

- 2 団員が招集に応じて、火災その他の災害、警戒、訓練等の職務に従事した場合は、別表第2に定める報酬を支給する。

第13条（見出しを除く。）を次のように改める。

第13条 団員が公務のため旅行した場合は、非常勤職員の報酬及び費用弁償条例（昭和31年清水町条例第22号。以下「非常勤職員報酬等条例」という。）別表2に準じて費用弁償を支給する。

別表第2中「別表第2（第13条関係）」を

「別表第2（第12条関係）」

出動等報酬 ）」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。